国際ビジネス日本語学校 日本語教育課程等実施規則（総則）

令和７年４月１日策定

第１章　総則

（目的）

第１条　本校は、質の高い日本語教育により、日本語力を高め、地元をはじめ日本全国で進学ができる力を育成する。またコミュニケーション力を磨き、多文化を理解し、自ら学ぶ力をもった人材を輩出する。よって、異なる文化や背景を持つ人々が共生する社会づくりに寄与することを目的とする。

（名称）

第２条　本校は、国際ビジネス日本語学校と称する。英語名は、International Business Japanese Language School と称する。

（主たる機関の所在地）

第３条　本校は、香川県高松市東ハゼ町 689 番地１に置く。

第２章　コース、修業期間、収容定員及び休校日

（コース・修業期間・収容定員・授業の終始時刻）

第４条　本校のコース、修業期間、収容定員、授業の終始時刻及びクラス数は次のとおりとする。

授業時間	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
(1 年目) 9 ： 00 ～ 12 ： 30	進学日本語２年コース	２年	20 名	1	４月生
	進学日本語１年６か月コース	１年６か月	20 名	1	10 月生
	小計		40 名	2	
(2 年目) 9 ： 00 ～ 12 ： 30	進学日本語２年コース	２年	20 名	1	４月生
	進学日本語１年６か月コース	１年６か月	20 名	1	10 月生
	小計		40 名	2	
合計			80 名	4	

（始期と終期及び学期の区分）

第５条　本校のコースの始期と終期及び学期の区分は次の表のとおりとする。

コース	始期	終期	第１学期	第２学期	第３学期	第４学期
進学日本語２年コース	４月１日	翌々年 ３月 31 日	４月１日～ ６月 30 日	７月１日 ～ ９月 30 日	10 月１日～ 12 月 31 日	１月１日～ ３月 31 日
			第５学期	第６学期	第７学期	第８学期
			４月１日～ ６月 30 日	７月１日 ～ ９月 30 日	10 月１日～ 12 月 31 日	１月１日～ ３月 31 日
コース	始期	終期	第１学期	第２学期	第３学期	第４学期

進学日本語1年6か月コース	10月1日	翌々年 3月31日	10月1日～ 12月31日	1月1日～ 3月31日	4月1日～ 6月30日	7月1日～ 9月30日
			第5学期	第6学期		
			10月1日～ 12月31日	1月1日～ 3月31日		

（実施期間）

第6条　本校の日本語教育課程及びコース並びにそれらの評価等を実施する期間は、進学日本語2年コースは4月1日から翌々年3月末日まで、進学日本語1年6か月コースは10月1日から翌々年3月末日までとする。

（授業日数及び休校日）

第7条

1　本校が授業を開講できる日数は1年から休校日を除いた日数とする。

2　休校日は、次のとおりとする。

（1）日曜日及び土曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する日

（3）春季休校日（3月中旬～4月上旬）

（4）夏季休校日（8月上旬～8月下旬）

（5）秋季休校日（9月下旬～10月上旬）

（6）冬季休校日（12月下旬～1月上旬）

3　教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず休校日に授業を行うことができる。

4　非常災害、その他緊迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に休講、休校にすることができる。

第3章　教員及び職員組織

（教員及び職員組織）

第8条　本校に、次の教員及び職員を置く。

（1）校長1人

（2）副校長1人

（3）主任教員1人

（4）本務等教員2人以上

（5）教員2人以上

（6）生活指導担当者4人以上

（7）事務統括責任者1人

（8）事務職員1人以上（事務統括責任者を除く）

（校長）

第9条　校長は、本校の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

（副校長）

第 10 条　副校長は、校長の業務を補佐し、校長が不在の場合は校長の業務を代理で行う。

（主任教員）

第 11 条　本務等教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

（教員会議）

第 12 条

1　職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

2　教員会議は校長が主宰する。

第 4 章　日本語教育課程

（日本語教育課程）

第 13 条　本校には、以下の表に掲げる日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和 3 年 10 月 12 日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、収容定員数、授業科目及び授業時数はそれぞれ以下の表に掲げるとおりとする。

日本語教育課程	修業期間	目標とする日本語能力	収容定員	授業科目	授業時数
進学日本語 2 年コース	2 年	日本語参照枠：B2 レベル	40 名	日本語総合、漢字、試験対策、作文	1600 単位時間
進学日本語 1 年 6 か月コース	1 年 6 か月	日本語参照枠：B2 レベル	40 名	日本語総合、漢字、試験対策、作文	1200 単位時間

（教育の提供方法）

第 14 条

1　本校は、学習者、上級学校、その他の関係者の要望に適切に対応するため、学習者の目的及び目標に応じ、当該学習者が在籍する日本語教育課程を構成する授業科目を提供する。

2　コースの収容定員数は、前条の表に掲げるとおりとする。

（クラス編成）

第 15 条　クラスは、同時期に同一の日本語教育課程又はコースを受講する受講者を、20 名以下ごとに分けて編成する。

第 5 章　出席・早退・遅刻・欠席・特別欠席

（出席・早退・遅刻・欠席・特別欠席）

第 16 条

1　本校が定めた出席すべき日（授業、学校行事等）に始業時刻から終業時刻まで不足なく参加した場合、出席が認められる。

2　始業時刻を過ぎてから 10 分未満に出席した場合、遅刻として扱う。

3　終業時刻より 10 分未満に退席した場合は、早退として扱う。

4　次の各号のいずれかに該当する場合は、欠席として扱う。

（1）授業開始時刻から 10 分以上遅れて出席した場合

（2）授業終了時刻より 10 分以上早く退席した場合

（3）遅刻及び早退の合計が 3 回累積した場合

（4）授業に出席しない場合

5　遅刻に関しては、遅延証明書、理由書等の提出があり、校長がやむを得ない事情があると認めた場合は、遅刻又は欠席として扱わないことがある。

6　特別欠席は、以下のいずれかの場合に該当し、かつ校長の承認を経た場合に限り、必要な日数又は時間数が出席として扱われる。ただし、下記(1)から(6)までに関し虚偽の申請をした場合は、警告処分とする。

（1）天災・交通途絶など、不慮の事故による欠席

（2）インフルエンザ等の隔離が必要な感染症による欠席。医師の診断書を提出すること。

（3）忌引きによる授業日 5 日以内の欠席（2 親等以内の親族の死亡に限る）。死亡を証明する書類等を提出すること。

（4）本人の結婚による授業日 5 日以内の欠席又は 2 親等以内の親族の結婚による授業日 3 日以内の欠席。ただし、結婚を証明する書類を提出すること。

（5）入学試験参加のための欠席

（6）その他、校長が特別欠席と判断したもの

第 6 章　学習の評価、課程修了の認定

（学習の評価）

第 17 条

1　学習の評価は、下記の A～D までの 4 段階評価とする。

2　1 項の評価における A～C は合格とし、D は不合格とする。

3　不合格となった場合は、補講、再発表、再提出、再試験等を課し、これに合格することで C とする。

A	優秀な成績で履修したもの（80 点以上）	修了認定
B	妥当と認められたもの（70 点以上 80 点未満）	修了認定
C	合格と認められるための成績を示したもの（60 点以上 70 点未満）	修了認定
D	合格と認められるに足る成績を示さなかったもの（60 点未満）	修了不認定

（学期修了・課程修了（卒業）の認定）

第 18 条

1　校長は、次の各号のいずれにも該当する者に対して、当該学期の修了（以下「学期修了」という。）を認定する。

（1）各学期に履修すべき全ての授業科目について、第 17 条に定める学習評価を行い、全て

の授業科目においてC以上の成績を収めたこと

（2）当該学期の出席率が90%以上であること

2　校長は、次の各号のいずれにも該当する者に対して、当該教育課程の修了（以下「課程修了」という。）を認定する。

（1）当該教育課程に定める全ての授業科目を履修し、全ての授業科目においてC以上の成績を収めたこと

（2）本校が実施する熟達度試験で基準点以上を取得したことにより、B2相当以上の日本語能力を有すると認められたこと

（3）修業期間中の出席率が90%以上であること

3　校長は、前項により課程修了を認定された者に対して卒業を認定する。

4　前項により卒業を認定された者には、卒業証書を授与し、卒業証明書、在籍証明書及び成績証明書を発行する。

5　第2項に定める要件を満たさない者については課程修了及び卒業を認定せず、在籍証明書及び成績証明書を発行する。

第7章　在籍など

（在籍）

第19条　本校に在籍できる者は、我が国で進学することを目指す外国人等で、且つ校長が許可した者とする。

（在籍の開始時期）

第20条　在籍の開始時期は、進学日本語2年コースは4月、進学日本語1年6か月コースは10月とする。

（入学手続）

第21条

1　本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書その他の書類に必要な事項を記載し、第25条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。

2　前項の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。

3　本校に入学を許可された者は、指定期日までに第25条に定める入学検定料以外の納入金及び必要な書類（募集要項参照）を添えて入学の手続をしなければならない。

4　入学を許可された者が、正当な理由により入学を遅延する場合は、早急に本校に申し出なければならない。

（転校）

第22条

1　本校から転校を希望する者は、校長にその旨を届出て、校長と転学先の所属長双方の合意が得られる場合は、これを認める。

2　災害などで本校が使用できない場合、学生を支援し、協定先への転学を支援する。

（退学）

第23条　退学しようとする者は、その事由を記し校長の許可を受けなければならない。

（休学・復学）

第 24 条

1　学生が疾病その他やむを得ない事由によって、30 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2　休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

第 8 章　授業料等

（授業料等）

第 25 条

1　本校の授業料等は以下の表に掲げる額とし、進学日本語 2 年コースの学生は 1 年分ずつ、進学日本語 1 年 6 か月コースの学生は初年度に 1 年分、次年度は残り 6 か月分を納入しなければならない。

■入学検定料

本校への入学を希望する学生は所定の入学願書・書類一式を提出するとともに、入学検定料を納入しなければならない。検定料は一律 20,000 円とする。

■進学日本語 2 年コース

進学日本語 2 年コース納入金	1,492,500 円	2 年間合計 （入学検定料込）

なお、上記の納入金総額には、入学検定料 20,000 円を含む。

初年度納入金と次年度納入金の内訳は以下のとおりとする。

初年度納入金（1 年目）

	項目	金額(税込)	備考
1	入学金	100,000 円	
2	授業料	560,000 円	
3	施設費	19,500 円	
4	設備費	15,500 円	
5	教材費	30,000 円	
6	課外活動費	30,000 円	
7	保険料	10,000 円	治療・死亡・賠償等
8	健康管理費	10,000 円	来日後検診
9	その他（JLPT 受験料）	7,500 円	12 月受験用
初年度納入合計		782,500 円	

次年度納入金（2 年目）

	項目	金額(税込)	備考
1	授業料	560,000 円	
2	施設費	19,500 円	
3	設備費	15,500 円	
4	教材費	30,000 円	
5	課外活動費	30,000 円	

6	保険料	10,000 円	治療・死亡・賠償等
7	健康管理費	10,000 円	
8	その他（JLPT 受験料）	15,000 円	7 月・12 月受験用
次年度納入合計		690,000 円	

■進学日本語 1 年 6 か月コース

進学日本語 1 年 6 か月コース納入金	1,153,300 円	1 年 6 か月間合計（入学検定料込）

なお、上記の納入金総額には、入学検定料 20,000 円を含む。

初年度納入金と次年度納入金の内訳は以下のとおりとする。

初年度納入金（１年目）

	項目	金額(税込)	備考
1	入学金	100,000 円	
2	授業料	560,000 円	
3	施設費	19,500 円	
4	設備費	15,500 円	
5	教材費	30,000 円	
6	課外活動費	30,000 円	
7	保険料	10,000 円	治療・死亡・賠償等
8	健康管理費	10,000 円	来日後検診
9	その他（JLPT 受験料）	0 円	
入学時納入合計		775,000 円	

次年度納入金（2 年目・6 か月分）

	項目	金額(税込)	備考
1	授業料	280,000 円	
2	施設費	9,750 円	
3	設備費	7,750 円	
4	教材費	15,000 円	
5	課外活動費	15,000 円	
6	保険料	5,800 円	治療・死亡・賠償等
7	健康管理費	10,000 円	
8	その他（JLPT 受験料）	15,000 円	7 月・12 月受験用
次年度納入合計		358,300 円	

上記のほか、教育活動の円滑な実施に必要と認められる場面には、教材費、検定費、行事費などの必要経費を別途徴収することがある。

2　納入期限は以下のとおりとする。

課程名	納入期限
進学日本語 2 年コース(初年度)	学校が在留資格認定証明書の交付結果を通知してから２週間以内
進学日本語 2 年コース(次年度)	２月末まで
進学日本語 1 年 6 か月コース(初年度)	学校が在留資格認定証明書の交付結果を通知してから２週間以内
進学日本語 1 年 6 か月コース(次年度)	8 月末まで

（授業料等の返還）

第 26 条

1　日本語教育課程又はコースを中途終了する者に係る納入金の返還については、次項以下の規定に従う。

2　授業料の返還を求める意思表示は、各学期の開始月の前日までに、任意の書面に募集要項に定める書類を添付して行わなければならない。なお、入学金及び諸経費の返還を求める場合は、4 月入学の場合は 3 月末日まで、10 月入学の場合は 9 月末日までに請求しなければならない。

3　前項に定める返還請求が困難な場合は、電磁的方法により請求することができる。ただし、その請求から 2 週間以内に改めて前項の書面の提出がないときは、当該請求を無効とする。

4　返還を求める請求には、理由を付し、在留資格の処理について明確にしなければならない。

5　返還の方法は、原則として銀行振込みにより行い、振込手数料は学生の負担とする。

6　返還額は、次項以下に定める区分に従って算定する。ただし、各経費について既に学校が負担すべき費用又は学生本人のために支出した費用が発生している場合は、当該費用を控除することができる。

7　在留資格認定証明書が不交付となった者には、入学検定料を除く全納入金を返還する。

8　在留資格認定証明書は交付されたが、入国査証の申請を行わず来日しなかった者には、入学検定料及び入学金を除く全納入金を返還する。

9　在外公館で入国査証の申請をしたが認められず来日できなかった者には、入学検定料及び入学金を除く全納入金を返還する。

１０　入国査証を取得したが、来日以前に入学を辞退した者には、入学検定料及び入学金を除く全納入金を返還する。

１１　入国査証を取得のうえ来日し、入学日以前に入学を辞退した者には、入学検定料及び入学金を除く全納入金を返還する。

１２　入学後に退学した者には、入学検定料及び入学金を返還しない。授業料、施設費及び設備費については、入学月から退学月までの期間に相当する額を控除し、その他の費用については、実費として使用した額を控除した上で返還する。

１３　第 28 条により除籍となった者については、原則として納入金は返還しない。ただし、未提供の役務に係る費用その他校長が返還を相当と認める費用については、実費使用分を控除した上で返還することがある。

１４　休校、休講又は欠席に係る学生納入金については、返還しない。

１５　学生の手続不備又は誤入金により過払い金が生じた場合は、事務手数料 1,000 円を差し引いた金額を返還する。ただし、過払い金が事務手数料に満たない場合は、振替又は返還を行わない。

第 9 章　賞罰

（賞罰）

第 27 条　校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、表彰することができる。

（除籍）

第 28 条　次の各号のいずれかに該当する学生に対して、校長の判断により除籍処分とする場合

がある。

（１）不正行為など日本の条例・法令に違反した者

（２）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（３）授業料等の納入金の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者

（４）長期にわたり連絡が取れない者

（５）本校の秩序を乱し、そのほか学生として本分に反した者で改善の見込みがないと認められる者

第 10 章　健康診断

（健康診断）

第 29 条　健康診断は、各コース入学後 1 か月以内に実施の後、1 年後に再度実施する。

第 11 章　雑則

（改定）

第 30 条

1　この学則の改定は、校内の協議を経て、校長が行う。

2　改正の場合、変更の日の 30 日前までに文部科学大臣へ届け出るものとする。

附則

この学則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。